

千歳市統一コンセプトPRポスター制作業務委託仕様書

1 委託業務名

千歳市統一コンセプトPRポスター制作業務

2 業務目的

本市は、令和3年度を始期とする『千歳市シティセールス戦略プラン』を踏まえ、市民からも市外在住者からも「選ばれるまち」を目指し、情報発信の強化を図っており、SNSなど、新たなツールの導入による発信媒体の多様化に取り組んでいる。

本市ではこれまで、各分野におけるPRを目的に、担当課がそれぞれポスターやパンフレットなどのPR媒体の制作を行っているが、パンフレットなどの読み物が充実している一方、イベントや展示会などで本市への興味・関心を集めるポスターについては、既存ポスター制作から一定の年数が経過している。ついては、“みんなでシティセールス”の観点から、対外的に千歳市をPRする分野が連携し、まちの魅力となりうる複数のテーマのポスターを一体感のあるコンセプトで制作し、本市への興味を喚起する。

3 委託業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 業務内容について

市の魅力をPRするポスターの企画立案、取材、撮影、編集、デザイン、翻訳、印刷等の制作に係る一切の業務を委託する。

(1) デザインテーマ、ターゲット

- ・制作するデザインテーマは5種類とする。(①空港があるまちならでの魅力、②水、③支笏湖(自然・アウトドア)、④生活環境、⑤食)
- ・出生数と密接に関係する20代~30代の子育て世代をターゲットとする。

(2) デザイン要件

- ・「千歳らしさ」があり、本市の魅力やイメージの向上につながるデザインであること。
- ・総花的でなくターゲットの目を引くインパクトのあるデザインであること。
- ・各ポスターに心に響き頭に残るキャッチコピーを記載すること。
- ・5種類とも統一感をもたせ、連結して利用でき、単体でも1個のデザインとして成立できるものとする。

(3) ポスターの規格

(ア) 規格

A1版 4色カラー コート紙 135kg

(イ) 数量

各 100 部 (計 500 部)

(4) その他

千歳市シティセールス戦略プランなどから本市の魅力や課題を分析・把握し、提案すること。

5 成果品

(1) ポスター

(2) ポスターのデータ

以下のデータを DVD-R 等で提出すること。

- ・イラストレータファイル(アウトライン化前、アウトライン化済みの両方)
- ・PDF ファイル (ホームページ用に容量等を最適化したもの)
- ・PNG ファイル
- ・ポスター制作に使用した画像データ

6 納期

令和 5 年 3 月 31 日まで

7 著作権等

- (1) 受託者は、納品した成果品について、受託者が有する著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに規定する著作権を成果品の納入とともに市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、納品した成果品について、著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する著作者人格権を行使しないこととする。
- (3) 受託者は、市に無償譲渡する著作権を市以外の第三者に譲渡しないこととする。
- (4) 市及び市が認めた第三者が、当該成果品を改変して増刷しようとするとき、または全部若しくは一部を使用して新たに製作しようとするときは、事前に受託者と協議することとする。
- (5) 受託者は、納品した成果品について、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとする。なお、成果品に使用する写真、文字等が受託者以外の者著作物である場合には、第 1 項から第 4 項に掲げた内容について、その著作者に説明し、著作権その他諸権利に関して必要な手続きを行うこととし、手続きの不備によって生じる一切の責任は、受託者が負うこととする。

8 留意事項

- ・本業務において制作されたコンテンツ(作成したデザインデータ、受託者が撮影し

た写真等)は、市及び市が指定する者が作成・運営するウェブサイト及び紙媒体、デジタルサイネージ等において無償で二次使用が可能とすること。

- 受託者は、受託者が一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- 業務の履行に当たっては、市と十分な連携及び協議を図ること。
- この仕様書に定めのない事項及び業務上疑義が生じた場合は、その都度市と受託者が協議の上、処理するものとする。